

請願・陳情にかかる個人情報の取扱いについて

【議会における取扱い】

- 請願・陳情書の原本の写しを会議資料として議員や関係する庁内関係課に配付します。
- 請願・陳情者の氏名(法人又はその他の団体の場合は、法人(団体)名及び代表者氏名)及び件名は文書表に記載され、議員や議会に出席している市長等に配付されます。
- 本会議や委員会は公開の会議のため、傍聴者がいる場合があるほか、本会議はケーブルテレビで生中継や、インターネットで録画配信されます。これらの審議の中で、請願・陳情者の氏名等が発言される場合があります。また、委員会では請願・陳情者の氏名を読み上げるほか、請願・陳情者が委員会での説明を希望する場合、説明者の氏名を読み上げます。
ただし、提出者が個人の場合、希望により氏名を読み上げずに「陳情人」や「説明者」などと、氏名を非公開とします。 ⇒ 委員会等で氏名の読み上げを希望しません
- 本会議で請願・陳情が審査された場合は、議会ホームページや議会だよりに件名、請願・陳情の概要、議決結果が掲載されます。
- 本会議、委員会の内容は、会議録を作成し、インターネットでも公開されます。なお、会議録への、請願・陳情者や説明者の氏名の掲載については、提出者が個人の場合、マスキング加工した上で公開されます。

【情報公開制度における取扱い】

- 提出された請願・陳情書は、公文書として情報公開請求の対象となります。
提出者が個人の場合、提出者の氏名、住所等の個人情報は、原則としては非公開(マスキング加工)となります。請願・陳情書と併せて提出された署名簿に記載の個人情報も同様です。
一方、提出者が法人その他の団体の場合は、法人(団体)名及び代表者氏名、住所を含め、原則として、公開となります。

上記について同意し、請願・陳情書を提出します。

令和 年 月 日

請願・陳情人 _____

(代理人持参時) 上記代理人 _____

※代理人が持参した場合、代理人が署名を行うことで、請願・陳情人は上記について同意したものとします。

職員処理欄

- ・持参者 本人 代理人 (関係: _____) (代理人の選任確認)
- ・本人確認書類
 - 個人
 - 免許証 マイナンバーカード 健康保険証 その他 (_____)
 - 法人・団体
 - 名刺 その他 (_____)